
令和5年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和4年11月

長野県



日頃、長野県の実行政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県では、コロナ禍の影響の長期化に加え、急激な原油価格・物価高騰等により、県民の暮らしや経済活動は厳しい状況が続いています。県民の皆様の確かな暮らしを守り抜くために、新型コロナから県民の皆様の命と健康を守りつつ、物価高騰への緊急的な対策とコロナ禍からの経済再生に取り組んでいるところです。

併せて、子ども・若者が希望を持てる社会の実現や2050ゼロカーボン社会の実現、防災・減災、県土強靱化の推進、公共交通をはじめとする社会的インフラの維持・発展などに向けて、これまで以上に力を入れて取り組んでいく必要があります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げるとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和5年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年（2022年）11月

長野県知事 阿部 守 一

提案・要望事項 一覧

- | | | |
|---|--|----------|
| 1 | 生活困窮者への支援及び社会福祉施設等への運営支援の充実について
(厚生労働省) | 1 |
| 2 | 原油・農業生産資材価格の高騰に対する農業経営への影響緩和策について
(農林水産省・林野庁) | 3 |
| 3 | 原油・原材料価格の高騰や供給制約等の長期化に対応する経営支援について
(中小企業庁) | 5 |
| 4 | アフターコロナを見据えた観光振興について
(国土交通省・観光庁・環境省) | 7 |
| 5 | 持続可能な地域公共交通の再生・維持について
(国土交通省) | 9 |
| 6 | 人や企業の「信州回帰」の促進について
(内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁) | 11 |
| 7 | 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について
(内閣府・総務省・財務省) | 13 |
| 8 | ふるさと納税制度の見直しについて
(総務省) | 15 |

9	過疎地域の持続的発展に向けた支援の充実について (総務省)		17
10	人口減少下におけるICTを活用した学びの保障について (文部科学省)		19
11	未来を担う若者の高等教育機会の確保について (文部科学省)		21
12	子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について (内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省)		23
13	医師の確保について (厚生労働省)		25
14	食肉の安定供給に向けた食肉処理施設の整備について (農林水産省)		27
15	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて … (林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)		29
16	未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進について (国土交通省)		31
17	本州中央部広域交流圏の形成について (国土交通省)		33

18	県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について		35
	(内閣官房・内閣府・農林水産省・国土交通省)		
19	ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について		37
	(国土交通省)		
20	インフラメンテナンス予算の確保について		39
	(農林水産省・国土交通省)		
21	実効性ある国土の管理について		41
	(国土交通省)		
22	未来への投資、社会資本整備予算の確保について		43
	(財務省)		

1 生活困窮者への支援及び社会福祉施設等への運営支援の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

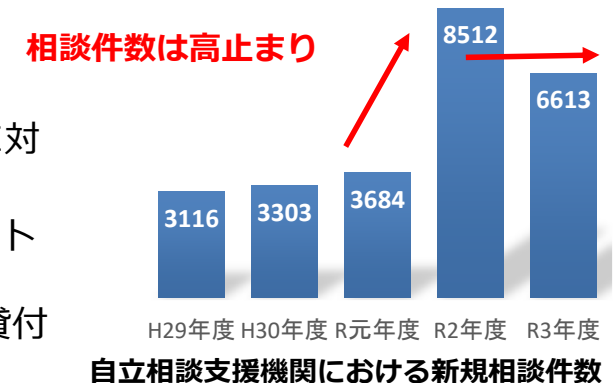
●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援及び社会福祉施設・医療機関等の運営費の負担軽減を図るための支援を実施

- ・生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
- ・「まいさぼ」への相談者数が高止まりし、相談員の疲弊感が増している。加えて、物価高騰等の影響により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難になっている
- ・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている
- ・光熱費の高騰や食材費の上昇等が、社会福祉施設や医療機関等の経営に極めて大きな影響を及ぼしている

取組

○自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- ・急増した相談に丁寧に対応するため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用して、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援



○生活困窮者物価上昇特別対策事業補助金による生活者への支援

- ・電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を支給（R4.10）

○エネルギーコスト削減促進事業補助金による社会福祉施設等への支援

- ・社会福祉施設等のエネルギーコスト削減のため、省エネルギー効果の高い設備への更新等を支援

○社会福祉施設等価格高騰対策支援事業交付金による事業継続支援

- ・社会福祉施設等の安定的なサービスの提供を支援するため、光熱費・食材費・ガソリン代の価格高騰分の一部を助成

課 題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、自治体の負担が大きい。ため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が48,000千円だが、30万人～40万人未満の場合38,000千円に減少（R3.1.1時点本県人口：416,655人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3 等

- 相談者の自立に向けては、**相談者の支援ニーズに応じたきめ細かな支援を継続的にこなうことが極めて重要であり、自立相談支援機関における体制強化の継続が必須**
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、**生きるための日々の暮らしに自動車が必要**
〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- 国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等では、食事提供に必要な食材費や光熱費の高騰等による負担増を価格に転嫁できないため、**厳しい経営を強いられており、運営支援が必要**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること

2 自立相談支援機関の体制強化

地方自治体が自立相談支援機関の体制強化を機動的に行うことができるよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を継続するなど、十分な予算措置を講じること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、通勤、通院等に限らず、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても、自動車使用を認めること

4 公的価格の増額改定及び新たな支援制度の創設

社会福祉施設や医療機関等がサービスや医療の提供を維持できるよう、介護報酬、診療報酬等の増額改定を確実に実施すること
それまでの間、地方創生臨時交付金以外の制度創設も含め、国において全国一律の助成を行うこと

2 原油・農業生産資材価格の高騰に対する農業経営への影響緩和策について

【農林水産省・林野庁】

長野県の状況

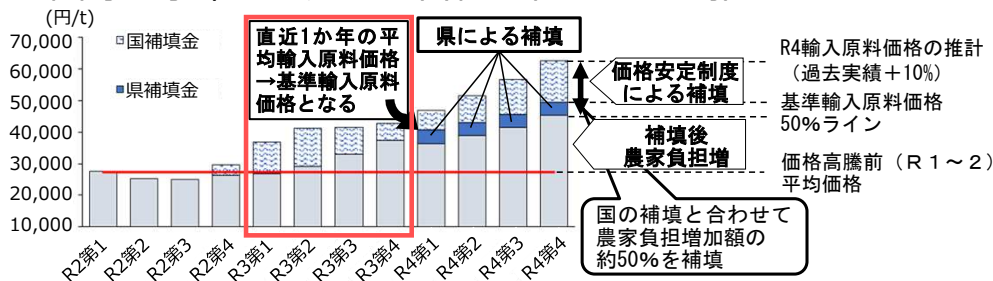
●原油・農業生産資材の価格高騰に対応した持続可能な農業経営への転換を支援

- ウクライナ情勢や円安など海外情勢の変化により、エネルギー価格や農業生産資材価格の高騰が続いており、原油価格・物価高騰等への対策が急務
- 特に、経営コストに占める割合が高い畜産や水産の飼料やきのこの培地資材に加え、幅広い農業者に影響がある肥料などにおいて、価格高騰により県内の農業経営を圧迫
- 本県では、国の補正予算等を積極的に活用して農業経営の継続を緊急的に支援するとともに、中長期的な視点からエネルギーコストの削減など「持続可能な農業経営への転換」につながる取組の促進を図る「長野県価格高騰緊急対策」を実施

取組

○飼料価格高騰対策

- 国の配合飼料価格安定制度の価格差補填金と合わせた価格差の補填により、畜産農家の経営安定を図る
- 国等の事業を活用した自給飼料の増産を推進



○きのこ農家への影響緩和対策

- 培地資材費の高騰分の一部を補填し、きのこ農家の経営安定を図る

【きのこ培地資材の価格高騰状況】

価格高騰113%

R3

R4

4月以降

価格高騰分の一部補助

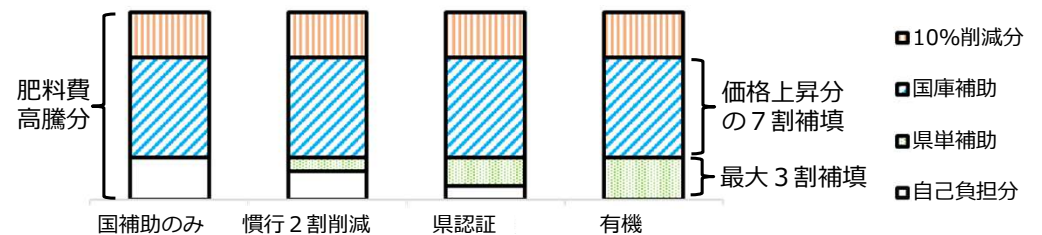
価格高騰の自己負担分



きのこ栽培のイメージ

○肥料価格高騰対策

- 国の肥料価格高騰対策事業による肥料コスト 上昇分の一部補填に加えた上乗せ補填により、肥料価格 高騰の影響緩和を図る



○施設園芸の燃油高騰対策

- 国の施設園芸セーフティネット構築事業による補填金制度への加入を促進するため、ヒートポンプや保温カーテン等の導入を支援

○養殖業者への影響緩和対策

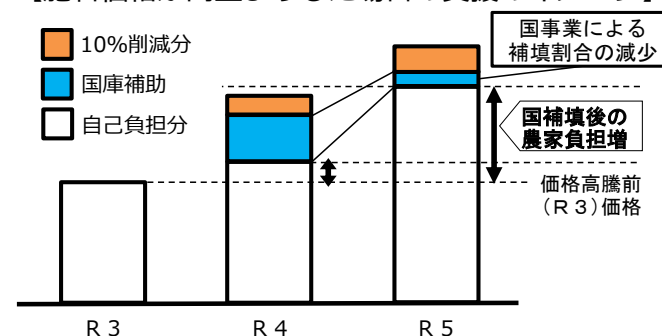
- 配合飼料の価格高騰分の一部を補填するとともに、国の漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進

課 題

【今後も原油・農業生産資材の価格高騰が続く場合、農業経営への影響が懸念】

- **配合飼料**について、**国の配合飼料価格安定制度**では、飼料価格が高止まりした場合、基準価格と現状価格との差が縮まり、**補填割合が小さくなり、農家負担が増加**
- **肥料**についても、肥料コスト上昇分の**継続的な補填が必要**。また、**国の肥料価格高騰対策事業**では、前年度の肥料価格を基準として価格高騰分の一部を補填する仕組みであるため、**補填割合が小さくなり、農家負担が増加**
- **国の施設園芸セーフティネット構築事業**による燃油価格高騰分の**継続的な補填金の交付が必要**。また、「省エネルギー等対策推進計画」の策定など、事業実施に向けたハードルが高く、**制度への加入を促進することが困難**
- **粗飼料**について、自給飼料の増産等を進めているが、**直ちにすべての購入飼料を自給飼料へ切り替えることは困難**
- **きのこ農家は、燃油、電気、培地資材の価格高騰により、大きな影響を受けているが、きのこ経営のコスト増に対する国の支援はなく、経営が圧迫**

【肥料価格が高止まりした場合の支援のイメージ】



【長野県におけるきのこ生産を取り巻く状況】

全国1位の生産量に占める長野県産の割合	えのきたけ 60.4% ぶなしめじ 42.3%
県農業生産額に占めるきのこの割合	20.4%
長野県内のきのこ農家数	えのきたけ 219 ぶなしめじ 212
きのこ経費全体に占める資材費等の割合	培地資材費 15.0% 電気使用料 5.9% 燃油使用料 3.1%

提案・要望

1 価格高騰対策の継続的な実施と制度の見直し（農林水産省）

配合飼料価格安定制度において、基金の積み増しを行い、安定した基金運用を行うとともに、飼料価格が高止まりした場合であっても補填割合が小さくならないよう、基準価格の算定方法の見直しについて検討すること

肥料価格高騰に対し、農業経営への影響を十分に緩和する対策を継続するとともに、肥料価格高騰対策事業については、肥料価格が高止まりした場合であっても補填割合が小さくならないよう、補填金額の算定方法の見直しについて検討すること

施設園芸セーフティネット構築事業において、省エネルギー等対策推進計画の策定を廃止するなど事業実施要件を緩和するとともに、事業実施期間の延長を行うこと

2 輸入粗飼料価格高騰に対する支援策の構築（農林水産省）

引き続き、畜産クラスター事業等の自給飼料生産に係る予算を確保するとともに、輸入粗飼料から自給飼料への切り替えには時間を要することから、それまでの間は輸入粗飼料の価格高騰に対するセーフティネットを構築し、畜産農家の持続可能な経営への支援を講じること

3 きのこ農家における価格高騰に対する支援策の構築（林野庁）

きのこ農家の経営で特に負担の大きい培地資材等の経費について、価格高騰分の差額を補填する等の支援策を講じること

3 原油・原材料価格の高騰や供給制約等の長期化に対応する 経営支援について

【中小企業庁】

長野県の状況

● 社会変化に対応した持続可能な経営転換支援、収益構造の改善支援を実施

- ・供給制約や原油・原材料価格高騰の影響がみられるものの、電機・電子、精密などの機械系製造業を中心に景況感が改善され、製造業の牽引により、一部では非製造業への波及効果も確認できるようになっている
- ・しかし、今後の見通しについては、原油・原材料価格の高騰や供給制約等の長期化や人手不足により、これまで以上に慎重な見方をする事業者が多い
- ・半導体をはじめとする必要部材不足、サプライチェーンの混乱による納期遅れなどにより、中小企業が実施する設備投資の実施計画と資金繰りに影響が出ている

取組

経営転換支援

○ 中小企業経営構造転換促進事業（長野県プラス補助金）

- ・県内中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進
国の「中小企業等事業再構築促進事業」に上乗せ補助
※ 通常枠、最低賃金枠、回復・再生枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高等等緊急対策枠
国の「中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金）」に上乗せ補助
※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、グリーン枠

○ 長野県中小企業融資制度資金【低金利融資】

- ・新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける事業者に対し、貸付限度額を引上げ（R4.7～）
（設備）6,000万円→9,000万円（運転）8,000万円→1億2,000万円
- ・「伴走支援型特別保証」を利用する者に対し、信用保証付き融資の借換を可能とする資金を創設（R4年度限り）
国の「保証料補助」に上乗せ補助（0.2%）
- ・創業・スタートアップへの資金繰り支援

収益構造の改善支援

○ 中小企業エネルギーコスト削減促進事業

- ・県内中小企業のエネルギーコストを削減するために、既存設備を省エネ効果のある設備に更新する費用を助成
対象設備：空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ）、加熱設備、生産設備、発電設備（太陽光パネル及び付属設備）

○ 価格交渉サポートセミナー

- ・コスト上昇分の適切な価格転嫁が必要なことから、価格交渉の基本から実践までの交渉ノウハウ等を学ぶセミナーを開催

○ 下請けかけこみ寺（中小企業庁委託事業）

- ・価格転嫁等に関する相談窓口

課 題

- 長期化する物価高騰やコロナ禍の**経済社会の変化に対応するため、経営転換等を選択した中小企業が、新たな事業に円滑に踏み出せるための財政・技術的支援が必須**
- 中小企業事業再構築促進事業等については、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していることなど、**要件が厳しく取り組みにくい**との声が事業者及び支援機関から出ている
- 一方、**事業継続を選択した中小企業が、今後も経営を続けるための支援も必要**
- これまでの支援施策により厳しい状況を乗り切ってきたが、コロナ融資の返済に加え、原油・原材料価格の高騰など、収益を圧迫する不安要素が多く、**その後の経営が不透明**
- 起業関心層が考える失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答
- 創業時に、信用保証付き融資を含め、**民間金融機関から借入れを行う際、47%の経営者は個人保証を付与されており、スタートアップ企業育成の弊害となっている**

提案・要望

1 需要喚起策等の経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料価格の高騰等の影響により、厳しい経営状況にある事業者に対し、需要喚起策の実施など、事業者の実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援を引き続き講じること

2 中小企業が自己変革に向けて新たな挑戦を行うために必要な取組の支援

中小企業が新たな事業に踏み出せるよう、中小企業等事業再構築促進事業及び中小企業生産性革命促進事業を継続するとともに、小規模の事業者も含め、より多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、売上要件等を緩和するなど、支援策の充実を図ること

3 伴走支援型特別保証制度の延長及び創業時の経営者保証に依存しない融資慣行の確立

経済社会の変化に対応する中小企業が早期に経営改善に取り組めるよう、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を継続すること

また、創業時に経営者の個人保証を不要にする等の制度の見直しを行う際には、信用保証料の増加など事業者の負担が生じないよう、国の責任において必要な対応を講じること

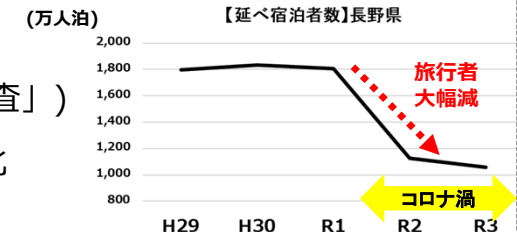
4 アフターコロナを見据えた観光振興について

長野県の状況

【国土交通省・観光庁・環境省】

●感染症拡大による観光産業への打撃と、新たな旅のスタイルへの関心拡大

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による旅行者減とそれに伴う観光消費額減
令和3年県内延べ宿泊者数1,056万人(R元年比▲41%)(観光庁「宿泊旅行統計調査」)
令和3年長野県観光消費額5,154億円(R元年比▲41%)(長野県「共通基準に基づく観光入込客統計調査」)
- コロナ禍の3つの密回避による人々の行動や価値観、テレワークの普及による働き方、生活様式の変化により、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションといった新たな旅のスタイルへの関心が拡大



取組

○コロナ禍における観光需要回復に向けた対策

- 感染防止対策や新たな観光需要に対応する施設整備等に取り組む宿泊事業者を支援
 - 宿泊割引やスキーリフト等のアクティビティ割引実施による観光関連産業を支援
- 【実績】
- 感染症対策・新たな需要創出に係る宿泊事業者支援：1,665件、2,116百万円
 - 宿泊割等(R2～※R4.10.18現在)：1,843,921件、割引・クーポン12,109百万円
 - アクティビティ割(R3.12～R4.5)：329,081件、731百万円



ウェルカム信州アクティビティ割引

○「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針(R2.9策定)」に基づく取組

安全・安心な観光地域づくり

長期滞在型観光の推進

信州リピーターの獲得

- 旅行をする方も、旅行者を受け入れる方も、お互いが感染防止に取り組みながら安全・安心に旅を楽しむ「**信州版 新たな旅のすゝめ**」の推進
- 令和4年度をコロナ禍からの回復を目指す「**信州観光復興元年**」に位置づけ、市町村や観光・交通関係事業者と連携した観光プロモーションを積極的に展開
- 山岳高原観光を誰でも楽しむことができるような**ユニバーサルツーリズム**の推進
- SDGsに係る学び等の体験機会を取り入れた修学旅行等の催行を支援
- 世界から顧客を受け入れられる「稼げる観光地域づくり」を進めるため、**県重点支援 広域型DMO(一社)HAKUBA VALLEY TOURISM**を支援
- アウトドア、ワイン・日本酒・ジビエ等、**特色ある観光テーマを生かした観光地域づくりの実践を支援** 等



信州観光復興元年プロモーション



ユニバーサルツーリズム

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響で、**観光関連産業は危機的状況**が継続
- コロナ禍で行われた雇用調整の影響もあり、**宿泊業・観光業の人手不足**が深刻
- 足腰の強い持続可能な観光地経営のためには**地域で稼ぐ体制（DMO等）の形成・確立**が急務
- 再開した**インバウンドの受入環境**（キャッシュレス化、多言語化、医療提供体制）が不十分
- 登山道の整備や登山者の安全確保など公益機能を持つ**山小屋維持や、スノーリゾートを維持していくための支援**が必要
- テレワークは進んだものの、祝祭日が多く有給取得率が低いため、相変わらず旅行需要が特定時期に集中している

提案・要望

1 ウィズコロナにおける観光振興の推進（国交省・観光庁）

「全国旅行支援」をはじめとする需要喚起策については、事業の終期や事業終了後の需要喚起策の方向性等の情報を早期に共有するとともに、制度変更などの際は、関係者が十分な準備を整えられるよう事前の周知を図り、事務の簡素化に努めること

今後の需要喚起策について、方向性・支援方針を早期に示し、観光関連事業者の経営状況等を踏まえ、国が支援策を講じること

2 アフターコロナを見据えた観光振興の推進（観光庁）

「観光立国推進基本計画」の改訂を早急に行い、アフターコロナを見据えた新たな観光再生ビジョンを示すこと

エネルギーコストの削減に取り組む事業者を支援するとともに、観光産業の生産性向上のための業務DX化を支援すること

観光地域づくり法人（DMO）については、国の取組を総括し、今後の展望を示すとともに役割や課題へのきめ細かな支援を行うこと

DMOや地方自治体等が地域の実情に応じて行う観光地域づくりの取組に対して、交付金のような財政支援制度を創設すること

再開したインバウンド需要を取り込むため、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施するとともに、都市部から地方への誘客を創出する取組を進めること

長期滞在型観光や分散型旅行など、多様性ある新たな旅のスタイルを推進するため、ILOの年次有給休暇に関する条約を批准し、国民に長期休暇の取得の啓発を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇の働きかけを行うこと

3 山岳高原の観光振興の推進（観光庁・環境省）

山小屋が持つ公益的機能を検証し、必要な経費については国が支援を行うこと

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を継続するとともに、補助対象事業に索道施設の改修等を加えるなど対象範囲を拡充し、十分な予算を確保すること

5 持続可能な地域公共交通の再生・維持について

【国土交通省】

長野県の状況

● 厳しい経営状況にある地域交通事業者への支援が急務

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者・収入が激減する中であっても、公共交通は地域生活には欠かせない存在
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、燃料価格の高騰も重なり、事業継続は予断を許さない状況
- ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けては、これまで以上に「行政の積極的な関与」が必要

取 組

○ コロナ禍における地域公共交通の維持・確保

- ・ 極めて厳しい経営環境にある交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、累次の支援策を実施

令和3～4年度の主な支援策（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

- 安全運行に資する設備の維持修繕等への支援
【予算額:約1億5千万円】

地域鉄道の車両検査・修繕費用を支援

- 指定地方公共機関への運行費支援など
【予算額:約8億円】

地域鉄道・乗合バスの運行継続経費を支援

- 運行継続に要する経費への支援
【予算額:約7億円】

地域鉄道・バス・タクシーの車両維持に要する経費を支援

- 燃料価格高騰に対する経営支援
【予算額:約6億円】

地域鉄道・バス・タクシーの運行継続経費を支援

○ しなの鉄道の車両更新

- ・ 平成9年の開業時にJRから譲渡された旧型車両は製造から約40年経過。省エネ車両への更新に対し支援を実施

残り5年間で、約40億円の更新費用が必要

(単位:百万円)

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合 計
更新車両数	6両	8両	6両	6両	6両	4両	4両	4両	2両	46両
総 額	1,347	1,689	1,287	1,163	1,140	778	779	779	397	9,359
負担内訳	国 1/3	666	699	637	581	380	259	260	132	3,874
	県 1/6	221	282	215	194	190	130	130	66	1,558
	市町 1/6	221	282	215	194	190	130	130	66	1,558
	事業者 1/3	239	427	222	194	380	259	260	132	2,373

(注1) 2019～2022年度は補助実績または交付決定額

(注2) 端数調整のため合計と一致しない

■ 車両更新計画の見直し

▶ 新型コロナ感染拡大による利用者・旅客収入の激減による自己資金の逼迫や新しい生活様式・働き方の定着による利用者減少を踏まえ、更新両数・年数の見直しを実施

- ・ 車 両 数 52両 → 46両 (▲6両)
- ・ 総 額 106.8億円 → 93.5億円 (▲13.3億円)
- ・ 更新期間 8年間 → 9年間 (+1年)

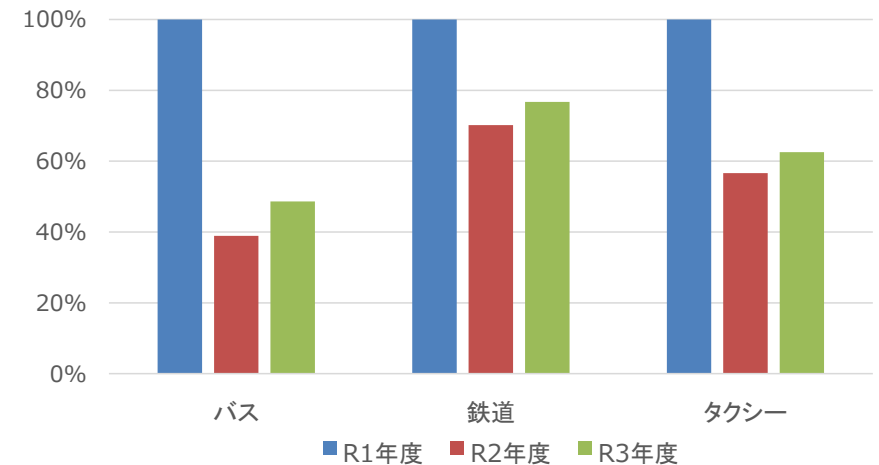
【既存の補助制度・予算のみでは公共交通の維持は困難】

- 新型コロナウイルス感染症に加えて、原油価格高騰の影響等により交通事業者は疲弊し、**企業の経営努力と行政による既存の補助制度・予算のみで地域公共交通を維持することは限界**
- 厳しい経営環境によりD X化・G X化（キャッシュレス決済導入、省エネ車両への更新等）に向けた**積極的な設備投資が進まない**

【J Rローカル線を含む地域鉄道の見直しが加速化】

- 利用者の大幅な減少により、**ローカル線の利便性や持続性が損なわれる可能性**
 - ・ J R西日本から大糸線の持続可能な方策検討の申入れ（R3.12）
 - ・ 鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会が提言(R4.7)

【県内交通事業者のコロナ前との収入比較】
（令和元年度を100%とした場合）



（長野県企画振興部交通政策課調べ）

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築

バスや鉄道などの地域公共交通が将来にわたり安定的に維持されるよう、既存の補助制度の充実を図るほか、前例にとられない抜本的な支援制度を早急に構築すること

- ・ 交通事業者に対する支援制度の充実
 - バス価格上昇を踏まえた車両購入補助金の上限額引上げ（省エネや安全性向上のため市場価格が上昇）
 - しなの鉄道の省エネ車両更新に対する補助金の予算額確保
- ・ 官民の新たな役割分担によって地域公共交通を確保する制度構築と財源確保

2 JRローカル線を含む地域鉄道の維持・確保に向けた抜本的な支援

地域鉄道は地域の暮らしを支えるとともに、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラである。更なる高齢化の進展やカーボンニュートラルの観点からも鉄道の重要性は高まっている状況を踏まえ、地域鉄道が果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において抜本的な対策を講じること

また、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言書に基づく関連法の改正や支援策の予算化にあたっては、沿線地域の意向や路線の実情が反映されるよう十分配慮すること

6 人や企業の「信州回帰」の促進について

長野県の状況

【内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁】

●新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・都市部住民の地方回帰機運の高まり等から、令和3年度の本県への移住者数※は2,960人で前年度から534人増加
- ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
- ・直近の内閣府による調査等でも、東京圏在住者の地方移住への関心は高まっている

※移住者数：移住者捕捉アンケート等により長野県独自集計した数

取組

“信州回帰プロジェクト”の推進

目指す姿

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを好機と捉え、長野県への人や企業の呼び込みを強化
- 行政（市町村・県）と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現（働く場としての“信州”の展開）
- 新たな働き方の促進等による「つながり人口（関係人口）」の拡大

『信州暮らし推進の基本方針（H31.3.27）』

実現に向けたアクション

コロナ時代のライフ・ワークスタイルを支援

普通の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

➤ 信州リゾートテレワークの推進

- ・ 企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- ・ 県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため「信州リゾートテレワーク推進チーム」を発足

➤ おためしナガノ2.0

- ・ ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供することで、移住や拠点設置に誘導。7期目となる令和3年度は24組39名が県内での「おためし」を体験（応募数58組91名）
- ・ 「おためし」体験後の定着率も高く、令和3年度は参加者の約8割が移住や拠点を維持。令和4年度も同規模にて実施

➤ 暮らしと仕事をセットにした取組の展開

- ・ 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県及び大阪府からの移住者を対象に移住支援金を支給（国の制度に横出しして運用）
- ・ 移住後の暮らしには「仕事」が不可欠であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点やハローワークと連携した企業への就職、就農、就林、創業など多様な働き方の実現を支援

➤ 副業・兼業の促進

- ・ 企業向け研修会、企業の副業・兼業活用支援とノウハウ共有、副業人材を活用した都市部のクリエイティブ人材誘致の取組など



おためしナガノ

課 題

- 民間企業が休暇の分散化、長期休暇の取得促進等の働き方改革を加速させる一層の取組や、多様な働き方に寄与するサテライトオフィス等の導入促進、副業の促進等に取り組みやすい環境を整備することが必要
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生テレワーク型）を活用し、県・市町村・企業の共創による「おためし立地チャレンジナガノ」を行っているが、交付対象事業費の上限額が最大1,200万円/団体となっているため、事業規模に対し十分ではない状況
- 本県では大学進学や就職を契機とした県外への転出が大きく、さらに、20代の女性はUターン就職等による転入が男性に比べて少ないことから、若者や女性の定着に対する一層の支援が必要
- コロナ禍を契機に注目されているライフスタイル（二地域居住など）を普及・定着させるために、現行の「定住」を前提としている制度の検証が必要

提案・要望

1 新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組の推進（内閣府・経産省・観光庁）

国と地方が一体となってワーケーションの普及を促進させるため、政府の総合窓口となる「ワーケーション推進本部」を設置すること
ワーケーションや副業など新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向け、企業への働きかけや国民への周知に一層取り組むこと
国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得等を促進すること

2 地方にひとや企業を呼び込むための支援の充実（内閣府）

地方への新たなひとや企業の流れを創出するため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生テレワーク型)について、必要な財源を継続的に確保するとともに、交付上限額を拡充すること

地方創生移住支援金について、マッチングサイトを経由して就職した若者や子育て世代に対し、1人につき30万円を加算支給するなどかさ上げ措置を講じること

3 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応（国交省）

二地域居住の一層の普及・定着を図るため、拠点間移動経費の支援など、二地域居住者の負担を軽減するための制度を創設するとともに、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること

7 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

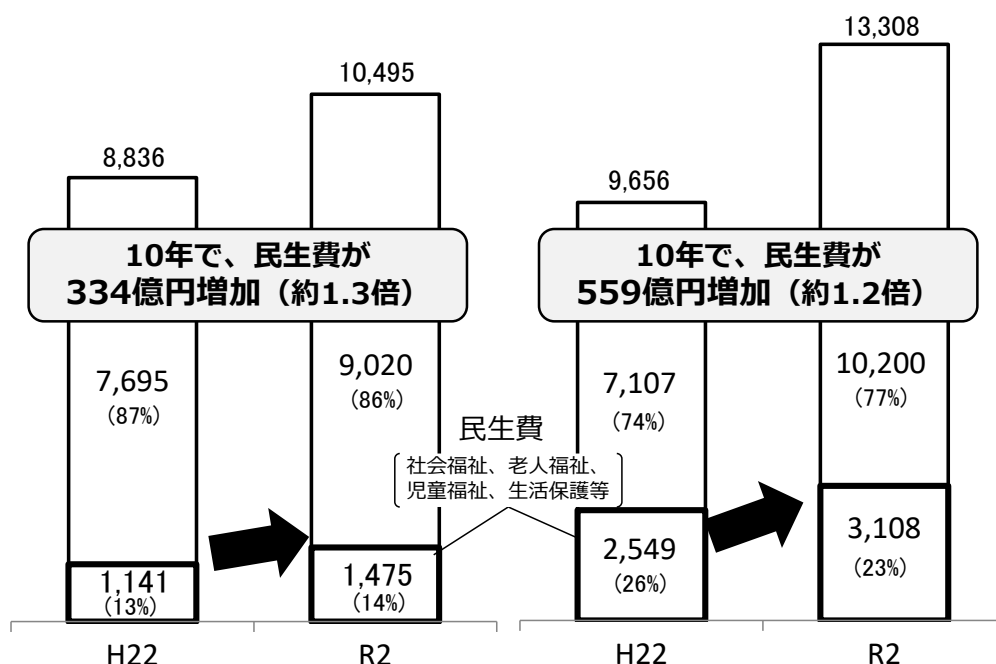
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.2～1.3倍に増加

普通会計における社会保障関係費（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



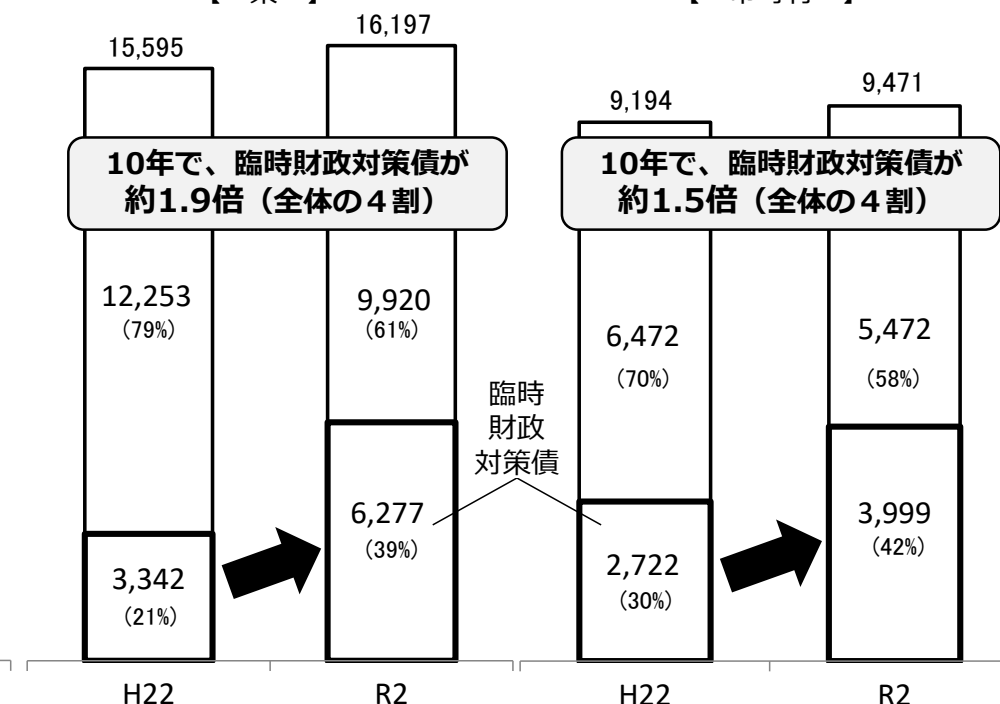
・ 臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約1.5～1.9倍

地方債残高（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



課 題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、アフターコロナを見据えた地域経済の活性化や産業・暮らしへの支援に取り組みつつ、引き続き国土強靱化のための防災・減災対策や個別施設計画に基づく公共施設等の長寿命化対策、人づくり、子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策に取り組むためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和4年度地方財政計画においては、折半対象財源不足額の解消等により臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたものの、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**



提案・要望

令和5年度予算における地方財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や原油価格・物価高騰等の影響を地方財政計画に適切に反映し、令和5年度においても一般財源総額を確実に確保すること

(2) 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

(3) 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

(4) デジタル田園都市国家構想と地方創生の推進のための財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

デジタル化の推進や地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「デジタル田園都市国家構想交付金」を十分に確保するとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を継続すること

8 ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

長野県状況

●「使い道」で選ばれる寄付の拡大

- ・返礼品競争の是正など、制度の見直しを求める声が各地方自治体から挙がっており、国においてもクラウドファンディング型等の「使い道」で選ばれる寄付を推奨
- ・寄付金控除額（長野県民が他自治体へふるさと納税をしたことで本県の減収となる額）が年々増加しており、寄付金控除による減収額が寄付受入額を超過している
- ・業務委託経費等の事務経費が増大し、住民サービスに充てられる金額が減少（寄付額の約45%が事務経費として流出）
- ・確定申告が不要なワンストップ特例制度を適用するには、寄付者が必要書類を地方自治体に郵送する等、アナログな仕組みとなっている

取組

○「使い道」を示した一般寄付の募集

- ・県として重点的に進めたいテーマや用途を掲げ、「使い道」を明示して一般寄付を募集

○クラウドファンディング型寄付の募集

- ・その時々課題解決に向けた的確なプロジェクトを設定するとともに、プロジェクト（県の取組）をアピールするため、効果的な広報を実施

○業務体制の見直し（R4.6～）

- ・事務経費の削減に向け、業務委託先の見直しを行うとともに、直営による運営を検討。他自治体と連動した委託業者への手数料引き下げ交渉を模索

R3一般寄付の実績 (単位：千円)

希望用途	件数	金額
教育・人づくり	8,784	120,147
気候危機突破対策、自然・環境保全	6,347	86,656
防災・減災対策	2,768	37,209
移住・交流促進、観光	1,660	22,746
産業振興	1,201	15,897
その他	234	15,652
県に一任	64,417	882,647
計	85,411	1,180,954

R3クラウドファンディング型寄付の実績 (単位：千円)

プロジェクト名	募集期間	寄付金額	目標額
ライチョウ保護スクラムプロジェクト	R3.6～R3.9	7,753	2,000
信州の山小屋応援プロジェクト	R3.7～R3.9	19,427	15,000
信州こどもカフェ応援プロジェクト	R3.12～R4.1	2,840	2,000
計		30,020	19,000

課 題

- 近年、返礼品を目的とした寄付が増加。制度の趣旨から逸脱した過度な「返礼品競争」から脱却し、**寄付の「使い道」で競えるよう制度の見直しが必要**
- 返礼品競争の激化という環境下で、寄付控除による減収額を寄付収入額が上回るようにするには、業者委託せざるを得ないが、**寄付額の十数パーセントが手数料として委託業者に支払われる等、住民サービスへ充てられる金額が減少**
- 現行の制度では、税控除額の上限が定率となっており、高所得者ほど税額控除の上限が高く節税効果が高くなっているため、**高所得者優遇となっている現状の是正が必要**
- 寄付金控除額**（本県から他の自治体へ寄付されることで減収となる分）が、**年々増加**しており、寄付受入額を超過している
- 確定申告が不要なワンストップ特例制度を適用した場合、所得税控除分の相当額は、個人住民税から控除することとなり、地方負担が増えている**
- ワンストップ特例制度の申請手続きは、寄付者が必要書類を地方自治体に郵送する必要があるなど、**アナログな仕組みで、寄付者・地方自治体双方にとって負担となっているため、デジタル化による利便性向上が必要**

【ふるさと信州寄付金の収支】（単位：千円）

年度	R1	R2	R3
寄付額 A	768,461	1,014,035	1,235,593
経費 B	280,984	410,900	533,910
県民税 減収額 C ※	1,034,455	1,053,852	1,318,503
小計 D(A-B-C)	▲546,978	▲450,717	▲679,820

※一部地方交付税による補填あり

提案・要望

1 本来趣旨に沿う健全な競争・発展に向けた制度の見直し

委託業者への手数料など事務経費の増大、住民サービスに充てる金額の減少といった課題への対応として、過度な返礼品競争によることなく、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿って、地方自治体の取組内容で競えるような制度を設計すること

2 控除限度額の設定

高所得者優遇となっている現状是正のため、控除額に定額の上限額を設定すること

3 ワンストップ特例制度を適用した場合の税控除方法の見直し

ワンストップ特例制度を適用した場合、所得税控除分相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直すこと

4 ワンストップ特例制度の申請手続きのデジタル化

電子申請の仕組みを整備するなど、国主導で申請手続きのデジタル化を推進すること

9 過疎地域の持続的発展に向けた支援の充実について

【総務省】

長野県の状況

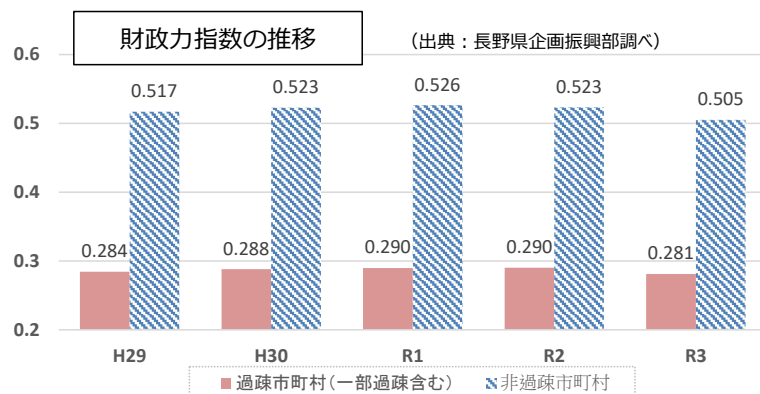
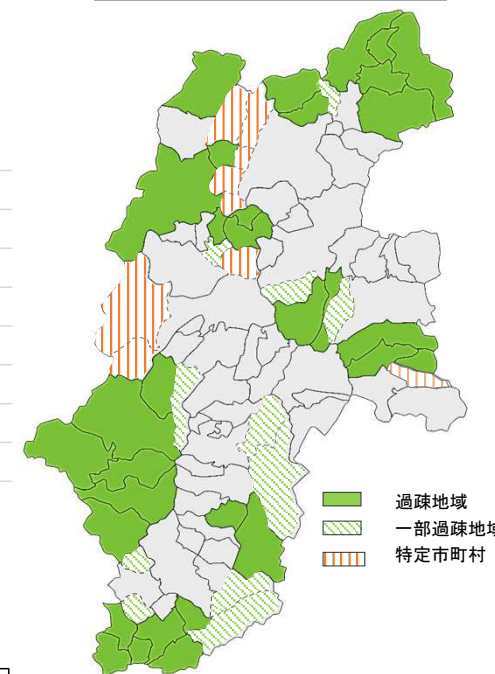
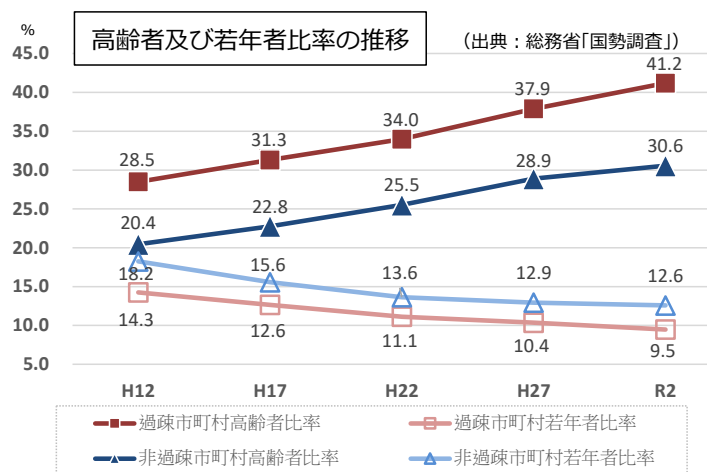
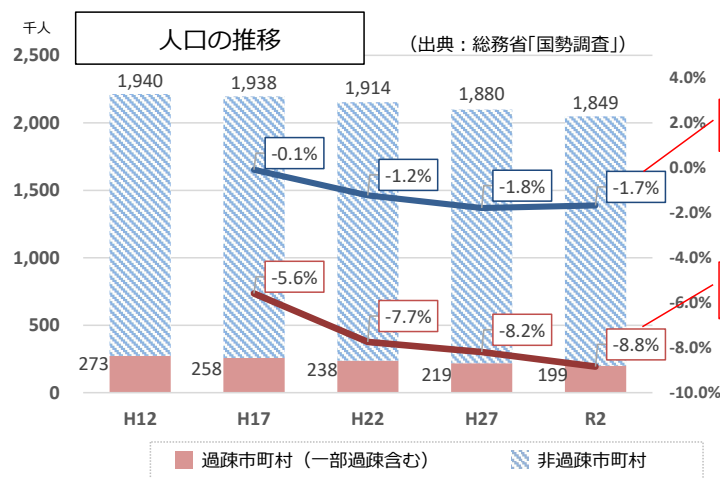
● 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、過疎法）に基づき、過疎対策を推進

- 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）、過疎市町村数（40市町村、全国3位）であり、小規模自治体も多い
- 令和3年8月に策定した「長野県過疎地域持続的発展方針」では、自治体間の連携を促進することとしており、県内の全過疎市町村と県により「長野県市町村過疎地域対策協議会」を構成し、過疎地域の持続的発展を推進

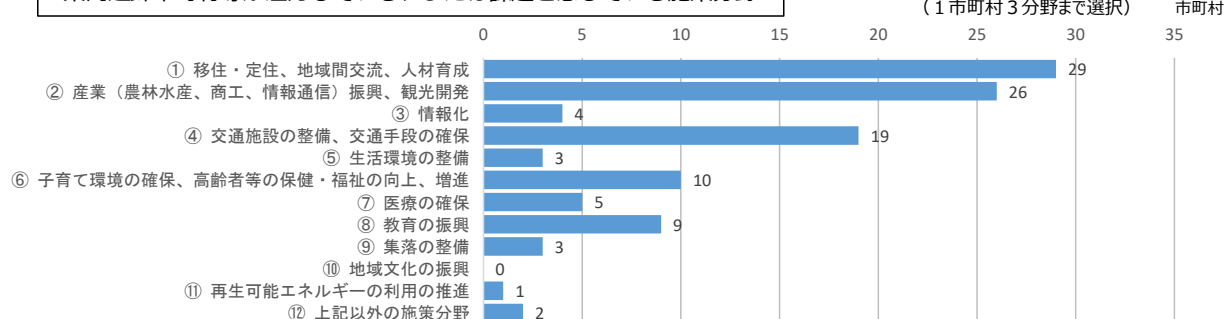
● 県内過疎市町村の状況

過疎地域では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力も脆弱。そのような状況下において、各地域では持続可能な地域づくりに向け、様々な財源や制度を活用した多様な取組を実施。

40/77市町村が過疎市町村



県内過疎市町村等が注力している、または課題と感じている施策分野



(出典：長野県市町村過疎地域対策協議会調べ)

取組

【「移住・定住」「地域間交流」「教育」分野での取組】

○ 山村留学推進事業 <阿智村>

人口減少、高齢化が進み、特に若年層の減少が顕著
全国から小中学生を受入れた地域交流を実施
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



山村留学の取組の様子

【「移住・定住」「地域間交流」分野での取組】

○ 定住促進団地整備事業 <飯山市・小海町・立科町・栄村>

過疎地域内での定住促進のため住宅団地を造成
《過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域集落再編整備事業）の活用》

【「産業振興」「観光開発」「地域文化の振興」分野での取組】

○ 宿場町再生事業 <木曽町>

地域特有の資源を生かし交流人口の増加を図るため宿場町の街並み、水路、
緑地等景観整備を実施
《過疎対策事業債（ハード）の活用》

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業 <栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる
乗合方式のデマンド交通を委託運行し、
高齢者の移動手段を確保
《過疎対策事業債（ソフト）の活用》



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

課題

- 県内過疎市町村等では、各施策分野において、**過疎対策事業債**や**過疎地域持続的発展支援交付金**等の支援措置を活用しており、**財政状況が脆弱な過疎市町村等が持続可能な地域づくりを進めるためには、過疎対策事業債等の財政支援が必要不可欠**
- 過疎対策事業債について、**地方債（過疎対策）計画額は増加**（R3：5,000億円⇒R4：5,200億円（4.0%増））しているものの、R2国勢調査結果の反映により特定市町村（卒業団体）を含む**全国の過疎市町村等も増加**（R3.4.1：865市町村⇒R4.4.1：926市町村（7.1%増））
- 過疎地域持続的発展支援交付金について、**県内市町村での活用希望が増加基調**（R2:3市村21,216千円⇒R3:2市町13,700千円⇒R4:6市町村94,797千円）であり十分な予算額の確保が必要。また、**補助要件のハードルが高く、申請できないケースがある**

例・過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）では、5戸以上の団地を形成することが要件
・過疎地域持続的発展支援事業（人材育成事業、ICT等技術活用事業）では、1件当たり500万円以上の取組が対象

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債について、過疎市町村等の増加に伴い**要望額が増加**している状況を踏まえ**地方債（過疎対策）計画額の総額を十分に確保**すること。特に、**過疎対策事業債（ソフト分）**について、地域の実情に合わせ必要な事業が実施できるよう**限度額を引き上げる**こと

過疎地域持続的発展支援交付金について、活用を希望する市町村の事業が採択されるよう、**予算額を十分確保**するとともに、過疎地域集落再編整備事業の戸数要件や過疎地域持続的発展支援事業の下限額の設定といった**補助要件を緩和**すること

10 人口減少下におけるICTを活用した学びの保障について

【文部科学省】

長野県状況

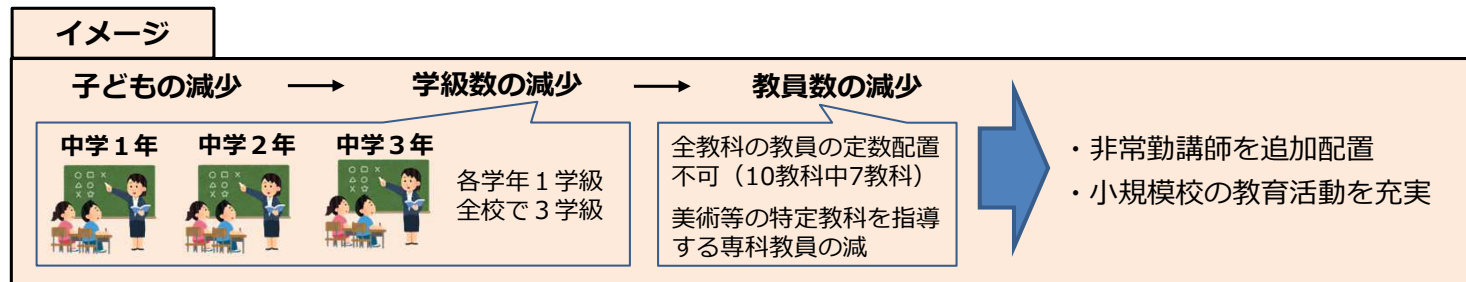
●教育を受ける機会を逸している子どもたちへの学びの保障が急務

- ・本県では、小規模校の教育活動充実のための教員配置をしているが、少子化に伴う学校の統廃合の進行により、8市町村では、近隣市町村の中学校に登校する状況であり、子どもたちが生まれ育った地域で十分な教育を受けられなくなっている。
- ・本県の不登校児童生徒数は3,802人(R2)となっており、年々増加（H28年2,219人から5年間で1,583人増加）。また、主として自宅を居場所とする児童生徒数も増加傾向であり、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、ICTを活用し学び続けられる環境の整備が必要

取組

○小規模校への教育活動充実のための教員配置

- ・小学校において、異学年との合同授業や連学年による教科担任制の実施など、小規模校の教育活動を充実するための教員を配置（R2:39校に64名、R3:37校に54名、R4:45校に60名）
- ・中学校において、美術等の特定教科の免許状を持たない教員が当該教科を担当することを解消するため、非常勤講師を県予算により配置（毎年15名程度）



【成果】

異学年との合同授業等を通じ、学力向上等の成果目標を達成できたと評価する学校の割合
【R3：100%】

○不登校児童生徒の学校外の学びの支援

- ・不登校支援コーディネーターを県内4市町にモデル配置（R3~4）し、アウトリーチによる学校外での支援を実施するなど、教育支援センターの機能を拡充
- ・ICT等（一人一台端末）を活用し、授業のオンライン配信やWeb教材による学習を行うなど不登校児童生徒のニーズに合った多様な学習を支援
- ・市町村へのサポート体制の整備や学習評価の在り方等を検討

【成果】

アウトリーチによる学校外での支援回数（4市町）
【R3：347件】

課 題

■ 過疎が進み生徒数が減少している地域における質の高い授業の実施

- ・一部の教科で、免許を有する教員の配置が非常に困難になっており、教科数に対応する十分な教員の配置が困難な過疎地域の小規模中学校等は、今後さらに増えていく見込み
- ・地域にある学校を存続させるとともに、教員資源を有効に活用しながら、様々な学校との協働学習の推進を図るため、学校のICT機器を活用して、**都市部と過疎地域を結ぶ義務教育段階における遠隔教育の推進が必要**
- ・希望する中学校等は、**遠隔教育特例校制度（学校教育法施行規則第77条の2）**によりICTを活用して遠隔教育を行うことができるが、当該制度は文部科学省への申請や報告等、所定の事務手続きを要する

■ 不登校児童生徒への学びの保障

- ・多様な子どもの教育機会の確保を図るには、子どもたちが誰一人取り残されないよう、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる「**義務教育段階における通信制学校の設置が必要**」
- ・現行の学校教育法の規定では、一部の例外（法附則第8条）を除き**通信制学校の設置ができない**



提案・要望

1 中学校等における遠隔教育の推進

文部科学省への申請や報告等が必要とされている遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること

また、遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実すること

2 義務教育段階における通信制学校の設置

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

11 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

●地方における高等教育機会の確保と地方大学の機能充実

- ・本県の大学収容力は20.7 % (R3.5現在) と低い状況 (全国45位) であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするためには、更なる高等教育の機能充実強化が必要
- ・本県の県外大学進学率は79.6% (R3.5現在) と高い状況 (全国7位) にあり、進学時の教育費 (授業料、入学料等) や生活費 (住居費、食費等) の負担が重荷

取組

○県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援

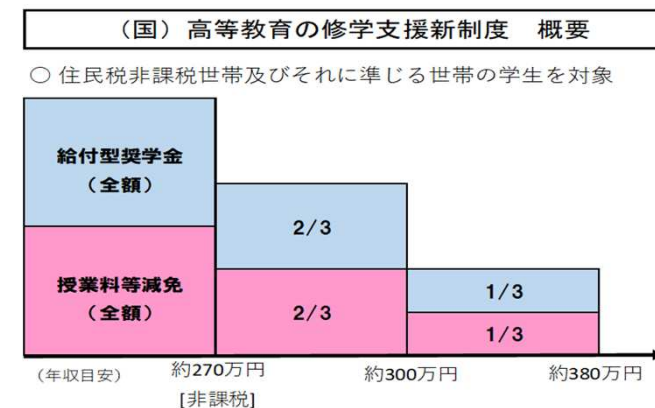
- ・入学定員増を伴う学部 (学科) ・大学院の新設 (拡充) に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助 (県の補助率: 対象経費の1/4) (H28以降の補助実績: 松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学)

○高等教育の修学支援新制度 (国) による授業料・入学金の減免 (R2.4~)

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯 (4人世帯で年収380万円未満) を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援 (新型コロナウイルス感染症の家計急変にも対応)

○日本学生支援機構の貸与型奨学金 (無利子・有利子) 拡大 (R3.4~)

- ・無利子: 月額最大5.4万円の貸与、有利子: 月額最大12万円の貸与
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合も随時申込み可



課 題

- 都市圏に集中している**高等教育機関の分散化**などにより地方でも専門的な学びを受けられるよう、**地方の高等教育機関の充実強化が必要**
- 地方においてもデジタル・グリーンなど、今後の産業界を支える高度専門人材の育成は急務であり、国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させることが必要**
- 国の「高等教育の修学支援新制度」（R2～）の対象者は住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に限られているが、大学生の学生生活にかかる平均支出額は年間約180万円と年収400～650万円未満の世帯層では年収の3～4割程を占めるため、**経済的負担を軽減することが必要**
- 私立大学においては授業料の実費額（R3年度平均約93万円）と減免上限額約70万円との差が大きく、学生の実負担額が多くなるため、意欲ある学生が経済的理由により進学を断念することがないよう支援が必要**

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額） （住民税非課税世帯）				
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方国立大学が新たな学部・学科を設置する際は、国の責任において十分な財源措置を講じること
また、国がリーダーシップを発揮し、都市圏に集中している**高等教育機関の地方分散化を促進**すること
併せて、地方と高等教育機関との調整を積極的に行い、地方へのキャンパスの設置に係る経費について財政支援を行うなど、国が**積極的な支援策**を講じること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」の世帯収入要件を緩和し、支援対象を中間所得層まで拡充するとともに、私立大学における学費負担の現状に鑑み、授業料の減免上限額を増額すること

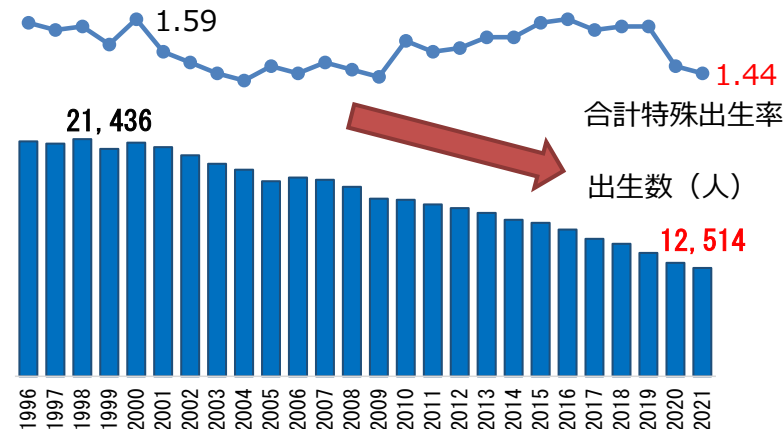
12 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省】

長野県の状況

●次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率（R3）は1.44で、全国平均（1.30）は上回ってはいるものの、出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっていない
加えて、コロナ禍による影響で、さらに加速化するおそれ
- ・長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰により、厳しい経済状況にある若者や子育て世代が一層増加するおそれ
少子化に歯止めを掛けるため、更なる経済的負担の軽減が必要



厚生労働省「人口動態統計」

取組

○県民一体となった支援により、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

⇒ 県民一体となった支援に向けて、県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施

3か年で集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を策定（R4.3.25）
「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3.10施行）

- ・「信州母子保健推進センター」による市町村への助言などの技術的支援により、県内全77市町村が子育て世代包括支援センターを設置
- ・「妊活検診（不妊検査）」及び不妊治療における「先進医療」に対する助成制度を県独自に創設
- ・中学校卒業（一部市町村では高校卒業）までの子どもの医療費について、市町村が地方単独事業として現物給付方式により助成し、県は対象経費の2分の1を補助
- ・家庭保育世帯が安心して子育てができる環境づくりにつながるよう、3歳未満児を家庭で保育している世帯が一時預かり等を利用した場合、県はその利用料の一部を補助
- ・仕事や子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進



認証企業 221社（R4.9）

- 本県が行ったアンケート調査（R4.6）では、新型コロナウイルス感染症の影響で「出産に対して後ろ向きになった」との回答が4割弱、「結婚に対して後ろ向きになった」との回答も約2割と**経済的・心理的不安感が一層増している**
- 出産育児一時金は出産時の保険給付として、子ども1人につき原則42万円が支払われているが、平均出産費用は約47万円で、一時金を上回っており、出産における自己負担が大きくなっている
- また、子どもへの医療費助成に係る**事業実施のための経費や、現物給付の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置**といった財政的な負担が大きい
- 3歳未満児の多子世帯保育料の減免制度は年収360万円以上の世帯は同時入所が要件となっていることから、**子育て世帯の一層の負担軽減を図ることが必要**
- また、3歳未満児の家庭保育世帯にとって、保護者の身体的負担等を軽減する支援策として一時預かり等のサービスメニューはあるが、**利用箇所数や日数が限られ、サービスを利用できる量が少なく、低所得世帯以外の利用者にとっては利用料が掛かることから、経済的負担が発生**
- 雇用形態にかかわらず**育児休業に伴う収入減の不安を軽減**することで、育児休業の取得を促進し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備が必要

提案・要望

1 少子化対策における支援拡充（内閣府・文科省・厚労省）

少子化の克服に向けて、不妊検査への独自の助成を行う地方自治体に対する財政支援制度の創設、出産育児一時金の増額や出産・子育てに要する経費に対する更なる経済的負担軽減を図ること

また、国の責任において全国一律の子どもへの医療費助成制度を創設するとともに、国による制度創設までの間は、現物給付化を実施することによる国民健康保険国庫負担金等の**減額調整措置を、全ての年齢を対象に廃止**すること

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児の多子世帯保育料減免制度の同時入所要件を撤廃するとともに、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること

さらに、3歳未満児の子育て支援の強化を図るため、保護者が利用したい時に利用できるよう、一時預かり事業等の支援サービスの拡充や利用者負担額の軽減を図ること

育児休業給付について、より多くの非正規労働者、自営業者やフリーランス等が対象となるよう見直しを行うこと

2 子ども関連予算の倍増に向けた財源の安定確保（内閣官房・内閣府）

国において「子ども関連予算の将来的な倍増を目指す」と表明しているが、今後着実に子ども政策の推進を図るため、財源の安定確保に向けた道筋を早期に明示し実行すること

13 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
本県の医師偏在指標…**202.5（全国37位・医師少数県）**
「少数区域」の医療圏…**5医療圏（※）**／全10医療圏
※医療圏(335医療圏中) …上小(308),木曽(307),上伊那(286),飯伊(249),北信(245)
 - ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
本県の産科医師偏在指標…**10.7（全国37位・相対的医師少数県）**
「相対的少数区域」の医療圏…**5医療圏（※）**／全10医療圏
※医療圏(284医療圏中) …上伊那(247),上小(237),飯伊(222),北信(206),長野(196)
- 〔県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **19.6%**（R2）
全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**66.3%**（R2）〕

取 組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

県内11病院を拠点病院(H30～)・3病院を準拠点病院(R2～)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**62ヶ所**の小規模な病院・診療所に医師派遣を実施（R3年度：2,868人日／年）

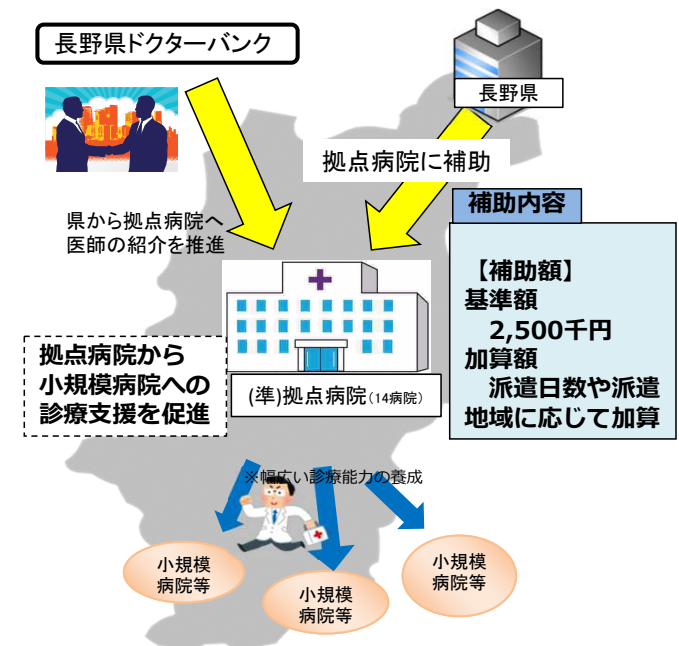
○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業**による就業(R3年度までの累計22人)
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

医師数は増加しているが、30、40歳代は増えていない
(単位：人)

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R2年(H24年比)
20歳代	338	359 (+21)	429 (+70)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲91)	1,891 (▲69)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,058 (+371)
70歳代超	529	502 (▲27)	616 (+114)
合 計	4,159	4,508 (+349)	4,994 (+486)

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援





- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 令和6年度の時間外労働上限規制の適用に向け「医師の働き方改革」が推進されているが、**地域医療へ大きな影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が必要**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

・ 県内分娩取扱医療機関は約**36%減少**
<55施設 (H17) ⇒ 35施設 (R4.8) >
・ **大北医療圏での取扱医療機関はなし**
・ 飯伊・木曽の2医療圏での**分娩取扱い**
は各**1病院のみ**

提案・要望

1 医師偏在対策の着実な実施のための財政支援及び医学部臨時定員枠の継続

県の医師確保計画に基づく、医師の確保・偏在対策について、地域医療介護総合確保基金により十分な予算配分をするとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう令和6年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続すること

2 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持の両立

医師の働き方改革の推進に際しては、周産期医療や救急医療等の提供への影響について実態調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するための必要な方策及び実現可能なロードマップを示すこと

3 臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

臨床研修医の募集定員上限の算出に当たっては、都道府県間の偏在是正に資する、特に医師少数県に配意した措置を継続すること
専攻医の都市部への集中を防止するため、シーリングを厳格に実施するとともに、地方へ指導医が派遣される仕組みを創設すること

4 地域における産科医の確保策の実施

産科医の絶対数増加のため医学生や研修医に対して産科の専攻を促す仕組みを創設するとともに、地方で勤務する産科医にインセンティブを設けるなど、都市部への集中を抑える施策を実施すること

5 地域における診療所等の担い手の確保策の実施

地域の中核病院による診療支援に対してインセンティブを設けるなど、診療所等の担い手を確保するため実効性のある対策を講じること

14 食肉の安定供給に向けた食肉処理施設の整備について

【農林水産省】

長野県の状況

●老朽化する食肉処理施設の整備支援が急務

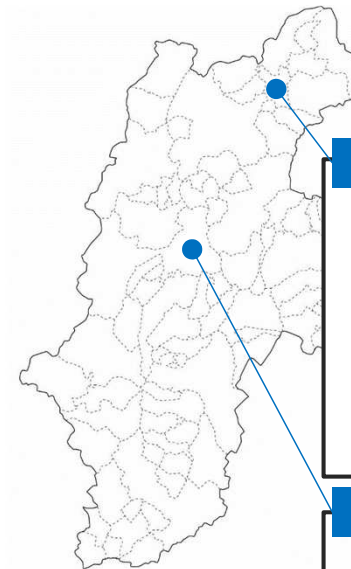
- ・長野県内の食肉処理施設は、令和3年3月末に1施設が閉鎖し、現在2施設となっており、**いずれの施設も老朽化が激しく、将来に向けて新鮮な食肉を安定供給するためには、施設整備が喫緊の課題**となっている
- ・畜産農家の生産意欲が減退しないよう、食肉処理施設の整備に対する支援が急務

取組

○食肉処理施設の整備支援

- ・県では、食肉流通のあり方について、令和3年6月に策定した「**長野県食肉流通合理化計画**」の中で、当面の対応として、本県の食肉流通の機能が損なわれないよう、**県内2施設の体制を維持**することを決定
- ・合理化計画に基づき、具体的な施設整備を検討するため、「**長野県食肉施設検討会**」を令和3年9月に設置し、2施設ごとの具体的な経営計画や施設運営について関係者等と議論を実施
- ・令和4年5月末の県内JAグループ及び生産者団体からの要請を踏まえ、**県として、国庫補助も活用しながら、施設整備に最大限の支援を行う考えを表明**

〔県内の食肉処理施設の概要〕



中野施設

- ・所在地：中野市草間461
- ・開設者：（株）北信食肉センター（S48年建設）
- ・日許可頭数：牛 10頭、豚 260頭
- ・加工処理事業者：大信畜産工業（株）
- ・主なブランド：りんご和牛信州牛、信州米豚

松本施設

- ・所在地：松本市島内9842
- ・開設者：（株）長野県食肉公社（S39年建設）
- ・日許可頭数：牛 40頭、豚 400頭
- ・加工処理事業者：長野県農協直販（株）
- ・主なブランド：信州和牛、信州ポーク

〔食肉処理施設の稼働状況（R3年度）〕

名称	設置年	と畜能力 (豚換算頭数/日)	と畜実績 (豚換算頭数/日)
中野施設	S48	300	255
松本施設	S39	560	337
合計		860	592

課 題

【地域の実情を踏まえた食肉処理施設整備が求められている】

- **豚熱等の発生**に伴う家畜の移動制限により、と畜が一時休止しても、**他施設でと畜を補完できるリスクヘッジ**が求められている
- 全国的に食肉処理施設の再編統合が進んでいるが、本県の各食肉処理施設は、**小規模であっても生産者、販売会社が系列となり経営継続が保たれている**ことから、**県内で複数施設を維持**していくことが必要
- 本県の畜産農家は、中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性により、トラックによる長距離出荷が必要で輸送コストが大きい
ため、**地域内経済循環や脱炭素社会の構築**を図る観点からも、**地域内での施設の設置**が求められている
- ウクライナ情勢や原油・農業生産資材価格の高騰などにより、食料安全保障に対する県民意識が高まっていることから、**地域内で食料を安定的に供給**していくことが必要

【国庫補助事業の主な要件等】

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 (輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業)

- ・ 処理頭数 : 概ね700頭/日以上
- ・ 上限事業費 : 12,500千円×処理頭数
(小規模施設の場合)
- ・ 補助率 : 1/2以内(再編なし、輸出あり)
- ・ 離島又はハラル認証を取得する場合であって知事が特に必要と認めた場合は処理頭数要件が緩和

強い農業づくり総合支援交付金

- ・ 処理頭数 : 概ね700頭/日以上
- ・ 補助上限額 : 20億円
- ・ 補助率 : 1/3以内(再編なし、輸出なし)
- ・ 離島又はハラル認証を取得する場合であって知事が特に必要と認めた場合は処理頭数要件を緩和

提案・要望

1 食肉処理施設の整備支援に係る国庫補助事業の要件緩和

施設規模が既存の事業要件に満たない小規模な食肉処理施設であっても、豚熱等の発生に備えるリスクヘッジの観点から、経営継続が確保され、かつ知事が地域の実情により必要な施設と認めた場合は、離島と同様に処理頭数要件を緩和すること

また、食肉処理施設は県民やインバウンドを含めた観光客への食肉の安定供給の面から地域にとって欠かせない施設であることから、施設の安定的な運営のために、資材価格の高騰を踏まえた上限事業費や補助上限額とすること

15 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

【林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風により、千曲川の堤防が決壊するなど、県民生活に甚大な被害
この災害を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定
- ・令和2年10月、議員提案により「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定



令和元年東日本台風による被害

取組

○2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）

【数値目標】

2030年度の温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）

【分野別の取組】

「交通」「建物」「産業」「再エネ」「吸収・適応」「学び・行動」の6つの分野ごとに目標を設定し、達成に向けた取組を推進

○「長野県地球温暖化対策条例」を改正（R4.3）

- ・電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設
- ・建築物に係る環境エネルギー性能等検討制度の届出対象を拡大（R5.4.1施行）
- ・住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（R5.4.1施行）
- ・再エネ設備の設置及び再エネ由来電気等の購入に係る努力義務を創設

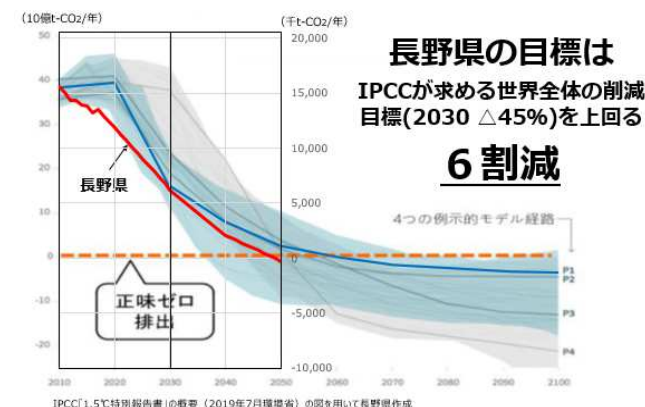
○促進区域の設定に関する県の基準（太陽光）を全国に先駆けて策定（R4.5）

- ・基本的な考え方：安全・安心の確保、森林や農地の役割の重視、景観・眺望等との調和
- ・本県にふさわしい太陽光発電施設の姿を明示し、地域と調和した事業の拡大をめざす

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用

- ・県及び県内市町が採択され、独自の取組を推進

【脱炭素先行地域：松本市、重点対策加速化事業：長野県、伊那市、安曇野市、箕輪町】



長野県が目指すゼロカーボンの未来（イメージ）

課 題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**

提案・要望

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充（環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む自治体を幅広く支援する観点から、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について予算を拡充すること
また、国庫補助事業の地方負担分に加え、地方が創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、十分な地方財政措置を講じること

2 建築物の脱炭素化の推進（林野庁・国交省・環境省）

全ての新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB基準への適合義務化をできる限り早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組が促進されるよう、必要な誘導策を実施すること

さらに、公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しを行い、支援の拡充を図ること

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経産省・国交省・環境省）

EV充電設備設置への支援拡充及び利便性の高い充電システムの構築に加え、CO2排出量の大きいバス・トラック等についても脱炭素化に向けた具体的な方針を示すなど、交通分野における脱炭素化を推進すること

4 市町村の取組への支援の拡充（林野庁・経産省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に自治体や地域がより積極的に取り組めるよう、経済的誘導策等の支援も含めた促進区域制度の実行性強化など、地域にメリットをもたらす再エネの普及促進策を拡充するとともに、系統接続の制約解消といったインフラ整備、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、森林吸収量といったデータベースの整理などについても引き続き取り組むこと

また、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」による補助金について、令和5年度当初予算においては、より多くの希望する地方自治体が活用できるよう十分な額を確保すること

16 未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進について

【国土交通省】

長野県の状況

●未来に続く快適で魅力あるまちづくりの推進

- ・ 2050ゼロカーボン実現に向け脱炭素のまちづくりを県総合5か年計画のプロジェクトに位置付け、コンパクトシティやグリーンインフラを推進
- ・ U R 都市機構との包括協定締結や、公民学が連携した「信州地域デザインセンター（UDC信州）」を設置し、県が積極的に関与して市町村を支援し、魅力あるまちづくりを推進

取 組

○脱炭素のまちづくり

- ・ 信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定（R3.4）
まちなかグリーン化を推進し、県内主要都市でエリアビジョンを策定中
- ・ 県独自にまちなか快適空間創出事業の実施（R4～）
中心市街地の再生やウォークラブルなまちづくりにより、コンパクトシティを推進
- ・ 広域シェアサイクル社会実験などによる脱炭素への取組を実施

○市町村の魅力あるまちづくりを支援

- ・ 信州地域デザインセンター（UDC信州）を開設（R元.8）
これまでに34市町村から57件のまちづくり相談を受け、状況に応じた支援を実施

○個性を活かした魅力とにぎわいのある都市公園の整備推進

- ・ 都市公園の運動施設を第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の総合開閉会式会場及び競技会場に選定



グリーンインフラの一例
（公園駐車場の緑化）



UDC信州による
広域シェアサイクル社会実験の実施

課 題

- 脱炭素のまちづくりを推進し、2050ゼロカーボン実現に向け、都市計画道路や都市公園整備、市町村が進める都市構造再編集中支援事業へのまちづくりに必要な財源の確保が必要
- 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の総合開閉会式会場及び競技会場に、県内都市公園のうち17公園が選定されており、大会の安全な開催、円滑な運営に向けて、都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修が必須

<都市構造再編集中支援事業(市町村事業)>

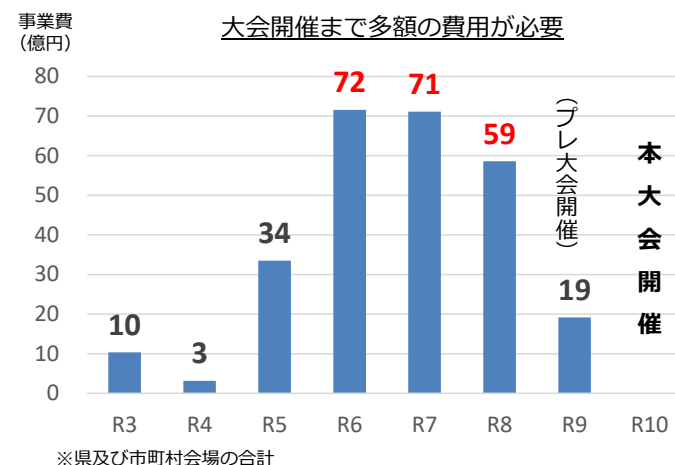


【野沢地区(佐久市)】

松本平広域公園陸上競技場（昭和52年度供用開始）
国スポ総合開閉会式会場及び陸上競技会場



第82回国スポ・第27回全障スポ関連施設整備に係る事業費



提案・要望

1 快適で魅力あるまちづくりのための予算措置

都市計画道路や都市公園の整備推進、市町村が進める都市構造再編集中支援事業など、まちづくりに必要な予算を確保すること

2 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に伴う施設整備への支援

国民スポーツ大会開閉会式会場及び各競技会場の施設整備に必要な予算を確保すること

17 本州中央部広域交流圏の形成について

長野県の状況

【国土交通省】

●本州中央部広域交流圏の形成

- ・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・高規格道路

＜取組状況＞

- 中部横断自動車道：環境影響評価、都市計画決定手続きの実施
- 中部縦貫自動車道：松本波田道路の橋梁工、波田～中ノ湯間の整備検討会
- 三遠南信自動車道：飯橋道路の橋梁工等、青崩峠道路の本坑掘削
- 伊那木曽連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間）：調査設計を実施
- 松本糸魚川連絡道路
（安曇野道路区間）：R4新規事業化、調査設計を実施
（大町市街地区間）：ルート帯決定に向けた調査、地元説明会
- 上信自動車道（県境部）：ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携）

・構想路線

- 松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路：整備方針に関する基礎調査

・一般広域道路及びその他主要な道路

- 一般国道20号 諏訪バイパス：R4年度内に都市計画決定予定
- 一般国道153号 飯田南道路：R4年度内に都市計画決定予定
- 一般国道153号 伊駒アルプスロード：測量・調査・設計、関連道路の設計

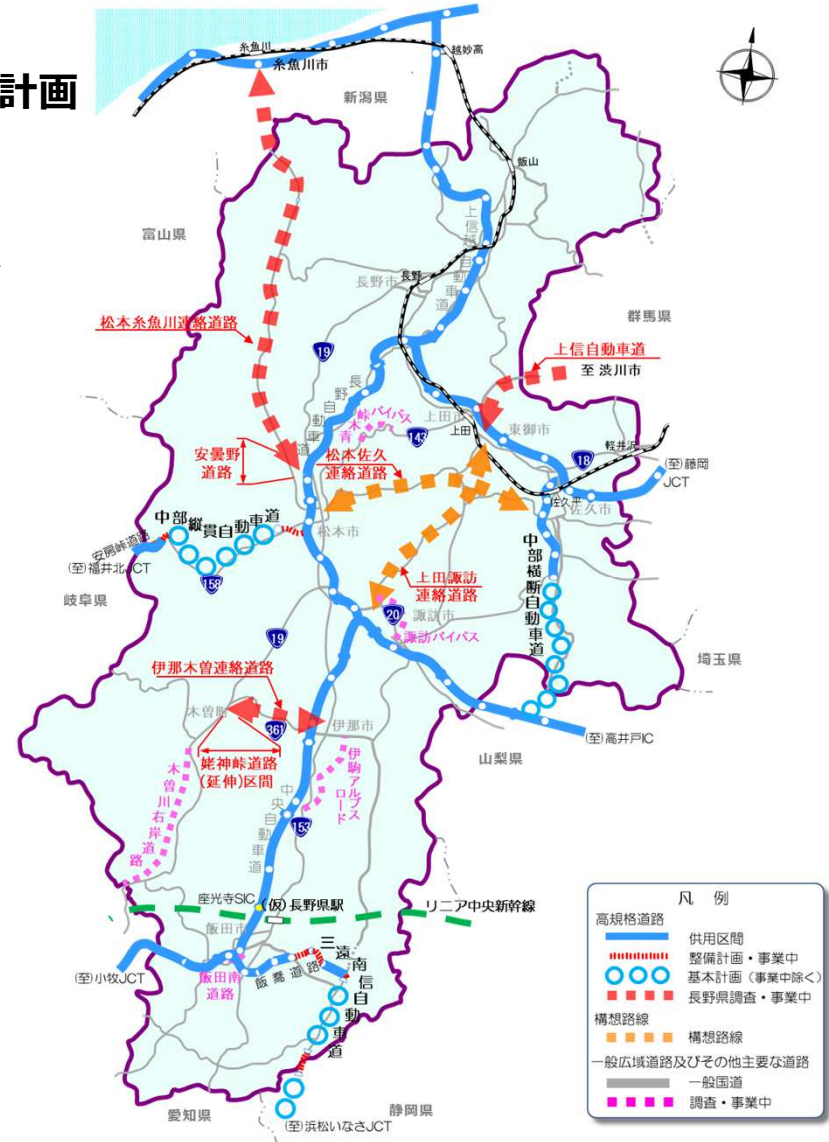
R4年度内に一部区間の都市計画決定予定

○リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

- ⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進（広域二次交通や広域観光など）
- ⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路の整備（R3.3 座光寺スマートIC供用）

○J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

- ⇒ J R東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



課 題

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要
令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生
- 本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格道路のミッシングリンクの解消等の早期整備が必要
- 高速交通網の整備効果を広く波及させる、一般広域道路の整備促進とその他主要な国道、県道、市町村道の整備が不可欠
- 構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要
- リニア整備を国土の発展に活かすため、「スーパー・メガリージョン構想」の実現に向けた積極的な取組が不可欠
- リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大



提案・要望

1 高規格道路のミッシングリンク解消及び構想路線の整備推進

本州中央部広域交流圏を形成する、高規格道路 中部横断自動車道・中部縦貫自動車道・三遠南信自動車道等の事業中区間の早期完成と未整備区間の早期事業化を図ること

また、伊那木曽連絡道路 姥神峠道路（延伸）及び松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進、未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと

さらに、上信自動車道は権限代行により調査を行うこと

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路としての整備に向けた調査支援を行うこと

2 道路のダブルネットワーク強化及びその他主要な道路の整備推進

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曽川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

特に、一般国道19号の防災対策について推進するとともに、一般国道20号諏訪バイパス及び一般国道153号飯田南道路について新規事業化すること

また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

3 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

リニア中央新幹線に関連する道路等の基盤整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

18 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・内閣府・農林水産省・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし**、令和7年度までの5か年で**重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取 組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、道路・橋梁等の老朽化対策、道路ネットワークの機能強化、ため池の豪雨・耐震対策など「防災・減災 国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用した防災・減災対策や通学路の交通安全対策等を推進**
- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、市町村と連携し、**盛土の流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所の緊急点検を実施**。盛土を起因とする災害を防止するため、**新たに盛土を規制する条例を制定**



(一) 黒沢川 安曇野市 黒沢

5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



(国) 153号 伊那市～南箕輪村～箕輪町 伊那バイパス

5か年加速化対策を活用して災害リスク箇所のダブルネットワークの整備を推進



小田井沢4号砂防堰堤 岡谷市 湊

令和3年8月13日からの大雨により土石流が発生したが、砂防堰堤が整備されており、下流への被害を未然に防止

課 題

- 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施**する必要があるため、**着実な財政措置が必要**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生**し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、**国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた
- 令和3年7～9月に実施した**通学路の新たな合同点検**により、今までの点検に加え**対策が必要とされる箇所が増加**
- 盛土規制法において、基礎調査の実施や区域指定に係る市町村等との調整など、**新たな事務が発生**するとともに**財政負担が増加**



合同点検により**対策が必要**とされた通学路

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農水省・国交省）

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、計画的かつ安定的に国や地方自治体が行う**社会資本整備事業に関する必要な予算を当初予算で確保**すること

資材価格が高騰する中でも必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和5年度予算は、**所要額を満額確保**すること

また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し、成立させること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・内閣府・農水省・国交省）

国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も中長期的な見通しのもと、計画的かつ安定的に予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、**継続的に取り組む**こと

広域的な浸水被害に対応するため、国所有の**排水ポンプ車・資機材の増強**を図るとともに、地方自治体の**排水ポンプ車整備に係る支援を拡充**すること。また、TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて**地方自治体の災害復旧を全面的に支援**できるよう、**国と各地方整備局等の人員確保・体制強化を継続的に**行うこと

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国交省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進と**必要な予算を継続的に確保**すること

4 盛土等に伴う災害の防止に関する推進（国交省）

盛土規制法に係る**基礎調査及び区域指定について、必要な技術的・財政的な支援**を講じること

19 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和3年8月岡谷市

砂防堰堤により、下流への被害を未然に防止



令和3年8月木曽町

木曽川護岸被災



令和3年5月

治水ONE NAGANO宣言
(知事と市町村代表による署名)



流域治水シンポジウム
(北陸地整と共同主催) 令和3年10月

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ハード・ソフト対策一体による水災害・土砂災害の事前防災対策を加速
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、令和3年2月に各取組の数値目標を設定した「長野県流域治水推進計画」を策定し、計画的な取組を実施中
- 「流域治水」の推進には、県民や事業者等の協力が必要不可欠であることから、「流域治水キャンペーン」による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」を本格展開させていくため、市町村が持つ課題等を共有し、よりよい方策を検討していく「流域治水キャラバン」に着手

課題

- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- 3年連続で豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策**が急務
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曽川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- 「逃げ遅れゼロ」に向け、**県内の骨格となる大河川**においては、**災害の切迫感を上下流連続的に伝える**取組が必要
- 県内河川の多くが急流河川**であり、出水時の河床変動が著しいことから、**基準水位に達しなくても災害が発生するケース**が多い。また、**災害査定のための測量設計の費用**は地方自治体にとって大きな負担となるため、**財政支援**が必要
- 近年、大雨による**土砂災害が頻発**しており、**災害箇所の早期対策や計画的な施設整備等**の集中的な対策が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進と、県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保すること

各水系の「流域治水プロジェクト」について、位置付けた事業の整備促進を図るとともに、今後も県土の安全確保に必要な対策として諏訪湖を含めた天竜川の整備のあり方など、広域的な視点や気候変動を踏まえた治水対策を検討し、適宜見直しを行うこと

流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、流域治水対策に係る総合的な交付金を創設すること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」に関し、令和2年度に設立した国・県による信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続するとともに、県管理区間における水害リスクラインの導入など、喫緊の課題に対し、技術・財政面での国による支援を引き続き講じること

県民の安全・安心の確保のため、様々な課題を解決した上で、県土の骨格を成す千曲川・犀川・天竜川等の県管理区間において国による一元管理とすること

3 災害に対する支援強化

「逃げ遅れゼロ」の実現に向け、天竜川・木曽川の県管理区間においても、直轄管理区間と同様、水害リスクラインを早期に導入すること
公共土木施設災害復旧事業の採否にあたっては、出水時の河床変動等を勘案し、適切に判断するとともに、災害査定時における測量・設計に要する費用補助について、必要な財政支援を講じること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

砂防関係施設の整備や長寿命化による事前防災対策の計画的かつ強力な推進、ハザードマップ・地区防災マップの作成支援等のソフト対策、砂防堰堤で捕捉した土砂や流木の早期撤去による安全性の確保に関する財政支援を講じること

20 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・国土交通省】

●老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- ・建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約63%、トンネルの約42%、河川管理施設の約62%、下水道管渠の約21%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み
- ・今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- ・**着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を安定的・継続的に確保**することが必要

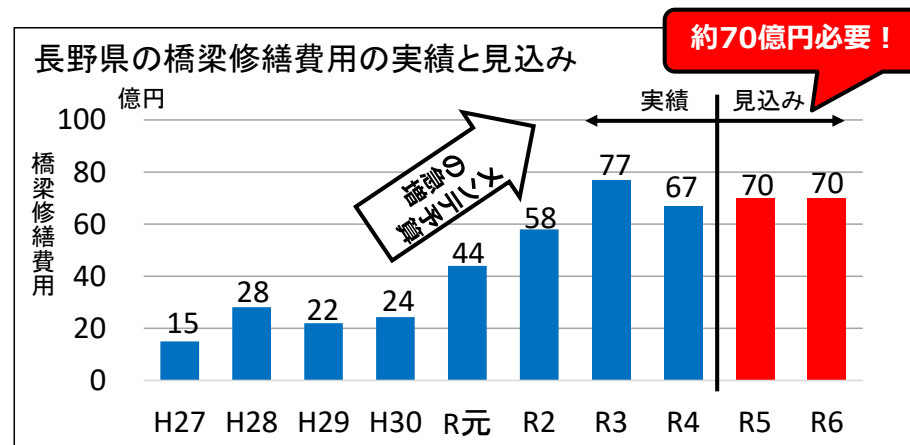
取組

○道路施設

- ・橋梁・トンネル等の法定点検は平成30年度で一巡目が完了
- ・橋梁では約25%（約990橋）が早期に措置を講ずべき状態
- ・長野県橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づき、令和6年度までに修繕を終えるためには、**年間約70億円**の予算が必要
- ・舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

○河川施設

- ・ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画**を策定
⇒ **予算の不足により計画に沿った維持管理・更新に遅れ**
- ・計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
県管理17ダム中、5ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量内の堆砂率が100%超え



○砂防施設

- ・平成30年7月豪雨を受け、**石積砂防堰堤の緊急改修**を実施
- ・**緊急浚渫推進事業債**を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○下水道施設

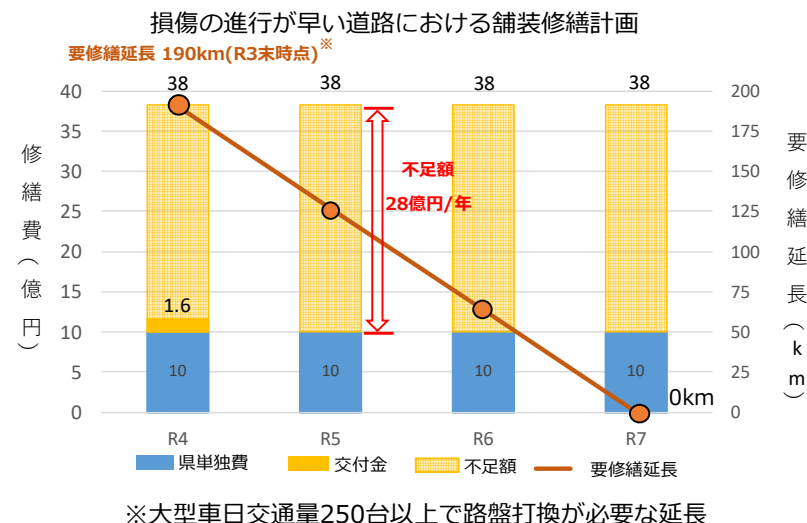
- ・**下水処理場は代替がきかない施設**のため、故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・県内の処理場は108(全国第3位)あり、**約9割が耐用年数超過**

○公園施設

- ・**公園施設老朽化対策**を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・**基幹的農業水利施設**(水路1,291km、重要構造物685か所)について、**機能保全計画に基づく長寿命化**を実施



課 題

- 着実に進行するインフラの老朽化対策**を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- 予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めていくためには、**継続的な予算の確保**と**地方負担軽減**が必要
- 大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く**、適切に修繕を進めていくには、**多額の予算が必要**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、**早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換**を図るとされた

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点から**インフラの長寿命化対策**を着実に進められるよう、今後も必要な予算を**安定的・継続的に確保**すること

また、**法定点検対象外である舗装についても損傷や老朽化が進行**していることから、地域の安心・安全を確保するため、**必要な予算を確保**すること

21 実効性ある国土の管理について

【国土交通省】

長野県の状況

●現在の国土利用計画法に基づく対応では、適正に制度を運用しても地域が望む土地利用の実現が難しい

- ・太陽光発電設備の設置など地域の望まない土地利用により、事業者、地権者及び地域住民の間で軋轢が生じてきている

取組

○国土利用計画法に基づく県計画について、
全国計画の変更から遅滞なく見直し

	国土利用計画（長野県計画）			土地利用基本計画
	策定(変更)年月日	基準年次	目標年次	策定(変更)年月日
当初策定	昭和53年3月22日	昭和47年	昭和60年	昭和56年2月4日
第1回変更	昭和61年7月15日	昭和57年	平成7年	昭和63年3月25日
第2回変更	平成8年7月3日	平成4年	平成17年	平成10年3月20日
第3回変更	平成21年3月16日	平成16年	平成29年	平成22年3月19日
第4回変更	平成28年9月15日	平成24年	平成37年	平成30年3月29日

土地利用基本計画では、特に調整を要する留意事項
3点を規定

- ・耕作放棄地の増加への対応
農用地として活用が困難なものは計画的に森林へ
- ・農用地における幹線道路沿いの開発への対応
農業、景観等への影響と開発の必要性を調整
- ・地域間の土地利用への対応
県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮

○国土利用計画法に基づく530件の事後届出について、
19件の助言、必要に応じ不勧告通知を行うなど、
事業者に対し適正な土地利用を指導（R3）

処理 区分	H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助言	11	6	2	2	0	0	6	7	19	4
不勧告	303	388	439	240	225	281	251	205	511	1,604
計	314	394	441	242	225	281	257	212	530	1,608

○県内市町村における都市計画区域等の指定状況

全市町村数		77
	うち都市計画区域	44
	うち市街化区域・市街化調整区域	5
	うち用途地域	37
	うち特別用途地区指定	12
	うち特定用途制限地域指定	5

このほか、18市町村(※)で立地適正化計画が作成・公表

※R4.4.1現在

課 題

- 個別規制法に基づく開発行為の規制に関する許可基準等に、各個別規制法の上に位置づけられている国土利用計画法の土地利用基本計画に即しているか否かの基準がない

→同計画は土地利用規制の実効性を有していない状況

- 県内において、太陽光発電設備の設置など市町村や地域住民の望まない開発行為が度々問題となっている

→都市計画法、森林法等の個別規制法に抵触しない限り当該開発行為を規制することができない状況

- 公表された国土の管理構想のうち市町村管理構想（R3.6）についても、国土利用計画（市町村計画）の実行計画の役割が期待されている

→市町村管理構想の実効性を担保する許可等の規制制度がない

- 問題となった土地利用に対する県の対応等

H元.12 長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱公表

H19.10 長野県風力発電施設建設に係るガイドライン策定（影響想定地域マップの公表）

H27.10 長野県環境影響評価条例改正
→一定規模以上の太陽光発電所を対象に追加

H28. 6 太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル作成
→県内71市町村で太陽光発電に対する何らかの対応を定めている（R4.4現在）

R4.7 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例公布

利用目的ごとの事後対応で
根本的な解決となっていない状況

提案・要望

1 実効性ある国土の管理構想について

地域が望まない土地利用を回避するため、国土の管理構想のうち市町村管理構想及び地域管理構想については、構想にとどまることなく具体的な土地利用に関する区域指定を行い、開発行為の規制を行うなど実効性ある制度とすること

22 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2022**では、「中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に実施**
- **インフラの点検結果に基づき、ライフサイクルコストを低減するため、予防保全の観点で維持管理を実施**



千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課 題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施**する必要があるが、**多額の予算が必要**
- 急速に老朽化する**社会基盤施設を予防保全の考えに基づき適切に維持管理**するためには**安定的・継続的な予算の確保**が大きな課題
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生**し、県所有のポンプ車を各地で稼働させていたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、**国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた



茅野市下馬沢川
令和3年9月の大雨により**土石流が発生**
全壊3戸を含め多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保

災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、計画的安定的に国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算を当初予算で確保すること

資材価格が高騰する中でも必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和5年度予算は、所要額を満額確保すること

また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し、成立させること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

道路ネットワークの機能強化対策やあらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、集中的なインフラ老朽化対策等の国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も中長期的な見通しのもと、計画的かつ安定的に予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと

3 インフラの長寿命化対策への支援

地方自治体が、予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧事業における支援拡充・資機材の充実による支援強化

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局等の人員確保・体制強化を継続的に行うこと

広域的な浸水被害に対応するため、排水ポンプ車・資機材の増強を図るとともに、地方自治体の排水ポンプ車整備に係る支援を拡充すること